

ローマ時代の水道橋（スペイン）



# 福岡貿易会情報誌 福貿ニュース

## ボルドー市に経済訪問団派遣 姉妹都市30周年を記念して



- (上) 見本市会場での高島福岡市長。1人おいてアラン・ジュベ ボルドー市長  
(下) 香蘭女子短大生によるファッションステージが見本市会場の人気を集めた

福岡市とフランスのボルドー市とは1982年（昭和57年）に姉妹都市を締結。以来、多彩な交流を展開してきましたが、30周年を迎えたことから、当会ではこれを記念して、並田正一団長以下26人が、福岡市や福岡商工会議所の訪問団とともにボルドー市を訪問。ボルドー国際見本市の開幕式に参加して福岡をアピールしたほか、同市と新たな交流のすがたを協議するなど、交流促進活動を展開しました。

さらに、近年福岡市との関係が密接になっているスペインのバルセロナ市も訪問。今後の交流に向けて、熱の入った意見交換が行われました。





ボルドーの歴史的市街地を走る路面電車（トラム）

### ■多様な産業が集積するボルドー

ボルドー市は世界的なワインの生産地として有名ですが、光学、航空宇宙、環境、木材、バイオテクノロジー、情報通信技術、船舶、サービス、観光など多様な産業が発達しています。最近では再生可能エネルギーの開発に熱心に取り組んでおり、「再生可能エネルギーによって、市役所が使うエネルギーの23%を生産する」という目標を定めています。見本市会場の横の9万㎡の駐車場の屋根にも6万枚もの太陽電池パネルが設置されており、これだけで年間に120万～130万キロワットを発電、5,700世帯への電力供給を目標としているそうです。

ボルドー市は、市域の40%が世界遺産に指定された美しい街です。このため市の中心部は電線の地下埋設が進み、2003年に開通した路面電車もパンタグラフが無く（つまり電柱と電線が無く）、軌道中央に敷設された750Vの通電帯から集電する方式を採用しています。これは8mの通電帯と3mの絶縁体を交互に配列し、電車の通過時にだけ通電する仕組みで、歩行者が軌道上を通行しても、もちろん安全です。

ボルドー国際見本市は、日本でもよく知られたフランス有数のイベントで、期間中の来場は35万人に上ります。福岡ブースはジャパンパビリオンのいちばん目立つところに設置させていただきました。博多織や博多

人形などの伝統工芸品をはじめ、焼酎、雑貨、化粧品などの企業が出展したほか、ロボスクエアによるロボットの実演、香蘭女子短期大学による久留米緋を使った衣装のファッションステージも登場。また近年ヨーロッパにおいて人気の高いクール・ジャパン、電子ゲームやアニメーションなどのポップカルチャーのコーナーも設けら

れ、初日から多くの来場者で賑わいました。

### ■エアバスの町、トゥールーズ

また、ボルドーの近くのトゥールーズも訪問しました。ここには世界の航空機2大メーカーのひとつであるエアバス社の工場があり、民間航空の旅客機では最大のA380を製造しています。この機種は約9年の年月と1,100億ユーロの資金を投じて開発されたもので、2007年にシンガポール航空が第1号機を導入して以来、これまでに70機が世界中で運航されています。価格は約3億9,000万ドル。今後30年、同社の主力商品としていくとのこと。一番のお得意様は、近年急速に路線を世界に拡大しているエミレーツ航空（アラブ首長国連邦）で、既に90機を受注し20機が納品済みだとか。日本ではスカイマーク社が4機を購入、中国も中国南方航空が購入しているほか、現在受注している機体が170機もあり、発注から納品までおよそ5年かかるそうです。

### ■投資と観光誘致のモデル

バルセロナ市と福岡市とは、2年前の国際地域ベンチマーク協議会（IRBC）の福岡市開催を契機に交流が活発になり、そのご縁で訪問しました。人口は首都マドリッドに次ぐ160万人ですが、近隣地域を含むバルセロナ経済圏では490万人に達し、情報通信技術、メディア、バイオテクノロジー、エネルギーなどの産業

が立地しています。

フランスやイタリアに近く、古くから港湾都市として発展してきました。スペインのEU加盟後しばらくは、東欧圏への工場流出が続きましたが、最近はコンテンツ産業や次世代自動車の開発など、新たな産業が誕生しています。

バルセロナの外国投資誘致機関（アクシオ）による

と、バルセロナの外資企業数は5,000社以上に達し、欧州のビジネス環境都市ランキングでも6位となっています。市内と周辺には12の大学に23万人の学生が在籍し、33の研究機関もあります。また半径7km圏内に空港や港湾、物流センターなどが集中し、知的集積と物流面のアドバンテージがこのランキングの高さの要因のひとつです。

外国からの投資は、ドイツ、フランス、アメリカ、日本などが目立っています。外資企業は、R&D（研究・開発）センターであること、地元研究機関との共同開発であることなどいくつかの条件をクリアすると、法人税の減税（30%が17%に）やスペイン人雇用の40%部分の税金の1年間免除などの優遇策を受けることができます。

また、バルセロナは地中海などのクルーズの拠点のひとつで、客船の寄港数は欧州で第1位、世界でも第4位の座にあります。バルセロナ港は10隻もの豪華クルーズ船の同時接岸が可能なおえ、45のチェックイン・カウンターでは3万5,000人の乗客を一度に受け入れることができます。年間に250万人が利用するクルーズターミナルは全部で7つあり、そのうち6つが公共ターミナルです。（残りのひとつはコスタクルーズなどを傘下に置くカーニバルグループの所有）。ガウディ設計のサグラダ・ファミリア教会も名所のひとつですが、ここでは、福岡出身の彫刻家・外尾悦夫氏が教会の建築・彫刻一筋に30数年打ち込んでおられま



14世紀に建てられたバルセロナ市庁舎の前で

す。同氏の活躍によって福岡の名前が世界に広がることを期待しています。

通貨危機に揺れるスペインですが、主要産業は観光関連で、GDPの11%を占めています。毎年、世界各地から5,700万人もの観光客が訪れます。また、自動車産業も盛んで世界第8位、欧州第2位の自動車生産大国です。日産の工場も立地しています。

マドリッドではJETROマドリッド所長の加藤辰也氏から、スペイン経済の現状、現在のユーロ危機がスペインに与えている影響、日系企業の動向や現在進んでいるプロジェクトなどについて講義していただきました。その後、日系企業で構成される「マドリッド水曜会」のメンバーと交流を深め、現地の生の声を聞くことができました。

### ■新たな交流に期待

今回のボルドー訪問では、新たに環境技術などの面での経済交流への期待を感じさせられました。バルセロナは、デザインやコンテンツ産業などの分野において積極的に交流していきたいとの意向があり、福岡市との関係はますます強くなっていくものと思われます。さらに、ボルドー市もバルセロナ市も環境の保全や改善に積極的に取り組んでおり、この分野の政策と技術の交流もまた、福岡市政に多くのヒントをもたらしてくれることでしょう。

活発な都市間交流が、福岡のさらなる発展につながることを期待します。（文・榊原 英明）



（左）エアバス社工場の見学の後で  
（右）JETROマドリッドの加藤所長から  
同国の経済事情の説明を受ける



ボルドー見本市会場の駐車場。巨大な屋根一面に太陽光電池のパネルが張られている

## 今年度の事業が決定 5月の通常総会で

通常総会が5月24日に開催され、今年度の予算7,669万円余と事業計画が決定しました。この中から、主な事業をご紹介します。

### ●海外市場開拓

まだ九州での実績は少ないものの、これからの貿易相手として注目される地域を訪ね、経済交流の促進を図っています。この5月には、フランスとスペインを訪問、欧州の貿易事情の調査や代表的な工場見学、交流会などの活動を展開しました。(1ページ参照) 今年、東南アジア地域への視察団の派遣も計画します。

### ●人材育成事業

ビジネス現場ですぐに役立つ実務研修を、新任者や初心者向けと経験者向けに分けて行います。内容は、貿易のしくみと実務、貿易英語、輸出入金融、契約書の作成、通関と食品輸入の手続き、

### 新しい役員が決定

通常総会で、次の方々を24年度の役員に選任されました。  
理事・副会長/金重 州典(三菱商事九州支社長)  
常任理事/馬場 忠久(福岡県商工部長)

常任理事/永淵 英洋(福岡市経済観光文化局長)  
理事/野見山 勤(福岡市港湾局長)  
理事/野口 昌宏(商工組合中央金庫福岡支店長)

## 貿易や海外進出のご相談は

『自社製品を、これからある国で販売しようと思うが、まだ現地に行ったこともない。どこから手をつけたらいいか』、『外国から雑貨を輸入したが、一部がコピー商品の疑いで留置されている。代金はもう先方に払ってしまった。どうすればいいか』、『ある国で評判の健康食品を輸入しようと思っているが、どんなことに気を付けたらいいだろうか』――。

これは、福岡貿易会の貿易相談でのひとこま。

当会の貿易相談は15年の実績を持ち、10人の専門家によるアドバイスは、すぐに役に立つ、分かりやすい、などの評判をいただいています。

貿易は夢のふくらむ事業ですが、それだけにリス

外航貨物海上保険のしくみ、海外PL保険、海外事業展開の基礎など、多岐にわたっています。

さらに、その時の貿易事情を反映した特別のセミナーも開催の予定です。人気の高い中国語、韓国語会話の夜間講座は今年も開設します。

### ●貿易相談

貿易や海外進出に関するいろいろなご相談を、専門のアドバイザーが、無料でお受けします。

### ●貿易の推進

博多港の利用促進のため、東京、大阪での荷主や船会社などを対象とした博多港振興セミナーを支援します。また、九州各県の貿易協会との情報交換を推進します。

### ●上海事務所

中国での販路拡大、貿易情報収集などを行い、企業などのビジネス展開をお手伝いします。

### ●公益法人改革

公益社団法人のための新しい定款が決議されました。公益社団法人への移行を目指し、今後、認定に必要な書類や制度の整備をさらに進めていきます。

クも多く、失敗例にこと欠きません。顔もろくにあわせない相手と商品やお金のやり取りをするのですから、その確認と保証のために様々な書類が必要です。また、国ごとに物品や製品に対する法律や規制が異なります。こうしたことを理解せずに取引をすると、品物の陸揚げもできないという悲惨な目にあうことさえあります。もちろん、相手国との商習慣の違いや消費者の動向など、取引を始める前に心得ておくべきことも少なくありません。

貿易相談は無料で、何度でも相談できます。

まず福岡貿易会(☎452-0707)にご連絡ください。ご相談内容にあわせてセットします。

私たちが  
アドバイスを  
します



矢輪 卓美 氏



石橋 勝彦 氏



伊藤 啓輔 氏



木村 寧海 氏



安部 五男 氏



田中 豊 氏



岡林 秀成 氏



古森 政基 氏



小林 修 氏



首藤 章三 氏



## 国交正常化 40周年を迎えて

中華人民共和国 駐福岡総領事  
李 天然

お天む

福岡市中央区地行浜一丁目3番3号  
☎713-1121 FAX 781-8906



私は、昨年11月に福岡に着任しました。前任の河北省唐山市副市長時代には、中日両国政府が全面的に支援しているプロジェクト「唐山曹妃甸エコシティ」を、北九州市の取り組みを参考にして推進しました。初めての福岡赴任ですが、そのため、九州との深いご縁を感じています。この半年で、九州、沖縄、山口を巡り、「美景、美食、美人」という「三美印象」を持つに至りました。

九州各界のたゆまぬご努力のもとで、近年、中国との経済、文化、教育面での交流が急速に進み、貿易もいっそう拡大しました。昨年九州経済圏の対中貿易額は2兆3,400億円に達し、九州の外国貿易総額の16%、日本全体の対中貿易額の18%を占めています。また、昨年前半までに九州企業の中国進出は600社近くに上り、海外進出数の半分に達しています。中国は九州で最大の海外投資先であり、最大の貿易パートナーとなっています。

今年、中日国交正常化40周年という節目の年であり、お互いの経済協力関係をさらに深め、九州の特徴と優位性を生かしつつ、経済、貿易の新たな発展を実現するため、最善を尽くしたいと思います。特に、次の分野での協力強化を考えているところです。

まず、都市発展モデル転換及び省エネ・環境保護産業の分野における相互協力を深めることです。本誌の前号でも紹介されていますが、中国の「第12次五カ年計画」では、都市の持続可能な経済成長を図り、高エネルギー消費、高排出、高汚染の粗放型経済成長から、生態環境を重視する循環型経済成長への転換の推進が急務であると強調されています。また、中国の経済発展モデルの転換期において、この分野が中日両国の経済協力の新しい成長点として注目さ

スタッフの皆さん。前列左から、文化交流担当の趙さん、ビザ担当の李さん、筆者、文化交流担当の紀さん、王さん。

後列左から、総務担当の白さん、科学技術交流担当の鄭さん、首席領事の郭さん、教育担当の丁さん、ビザ担当の劉さん、商務担当の謝さん、尹さん。

れています。

私は北九州市のエコタウン、アジア低炭素化センター、スマートコミュニティ事業等を見学し、深い感銘を受けました。今後、中国と九州の間ではこの分野に大きな潜在力があると考えており、全力を挙げて推進する所存です。

また、中小企業間の協力関係強化にも力を注いでまいります。九州では、中小企業が9割を占めハイテク分野に集中しています。今、中国はまさに産業構造転換や産業レベルのアップを目指しており、私も総領事館では、「中小企業創業基金」の設立に取り組んでおります。これにより、中小企業の中国進出を応援するとともに、中国の実力企業とのマッチングによる企業間の実務提携と互惠の実現を図ってまいります。

さらに、シルバー産業分野での協力も挙げられます。高齢化は、中日両国が共有する社会的な課題です。両国は互いにより経験を学びあうことにより、医療保険、介護サービス、老人ホームなど人材育成や施設の建設と運営などの面で、多くの協力機会があると思われます。今後、両国の懸け橋として協力の場づくりに頑張ってまいります。

両国は、人材交流、サービス業、物流などあらゆる面での協力が期待されています。

国交正常化40周年を新たな契機として、両国の相互理解と信頼増進がさらに進んでいくよう、九州の皆様とともに、共同利益の実現に邁進してまいります。

ご支援を、よろしくお願いいたします。



# 最新中国事情

## 社会保険料の二重払いに!?

弁護士法人

山上国際法律特許事務所 所長

弁護士・弁理士 山上 祥吾



### 【質問】

最近、中国で社会保険法がスタートしたと聞きました。日本企業のA社は、中国に100%子会社（独資企業）であるB公司を持っており、このB会社にA社従業員のC氏を長期で派遣しています。もちろんC氏の給与や社会保険は日本で支払っており、さらにC氏の派遣にあたってはC氏が中国で病気などになった場合に備え、海外旅行保険まで付けております。このような場合でも、B公司是C氏を社会保険料を、中国でも支払わなければならないのでしょうか？

### 【回答】

B公司是、C氏を社会保険料を中国で支払う義務があります。

### 【解説】

(1) 2010年10月28日、「中華人民共和国社会保険法」が交付され、翌11年7月1日から施行されました。さらに、9月6日には「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行規則」(以下「規則」といいます。)が交付され、10月15日から施行されました。

すなわち、中国の法令上は、2011年10月15日から、「中国国内で就業する外国人」についても、社会保険に加入する義務があることになりました。

ここでいう中国の社会保険としては、従業員基本養老保険（日本の年金に相当）、従業員基本医療保険（日本の健康保険に相当）、労働災害保険（日本の労災保険に相当）、失業保険（日本の雇用保険に相当）および出産保険があります（規則3条1項）。

(2) それでは、「中国国内で就業する外国人」とは、どのような人を用いるのでしょうか。これは、「『外国人就業証』、『外国専門家証』、『外国常駐記者証』などの就業証書及び外国人居留証書を、法に従って取得しているか、又は『外国人永久居留証』を保有している、中国国内で合法に就業する非中国国籍者をいう。」とされており（規則2条）。

C氏のように、日本企業から中国子会社に派遣されて長期間勤務している人は、通常はこれに該当す

ることになります。よってC氏についても、原則として、中国で社会保険料を支払う必要があることとなります。

(3) 次に、この社会保険料を支払うのは誰でしょうか？ まず、使用者及び本人が支払うことになっています（規則3条）ので、C氏本人も一定の割合によって支払う義務があります（もともと、B社のような使用者が、C氏の負担部分も含めて全額を支払う場合も多いと思われます）。

(4) それでは、使用者として社会保険料を支払うべきなのはA社でしょうか、B公司でしょうか？

この点、規則では「国外の雇用主と雇用契約を締結した後に、中国国内で登録又は登記されている支所又は代表機構（以下「国内の就業先」という）に派遣されて勤務する外国人」については、「国内の就業先及び本人が規定に従って社会保険料を納付する。」とされています（規則3条2項）ので、A社からB公司に派遣され、B公司以勤務しているC氏については、C氏とB公司が、C氏を社会保険料を支払う必要があります。

(5) 以上のとおり、B公司与C氏は、中国で社会保険料を支払う義務があることとなります。しかしC氏は本来はA社の従業員であり、将来は日本に戻りますので、日本でもA社とC氏で社会保険料を支払っており、かつC氏は海外旅行保険まで加入しています。これにより、例えば、C氏は日本で年金を得ることができ、中国で病気になっても医療費も海外旅行保険でカバーされることとなります。

そうしますと、C氏について中国で社会保険料を支払うということは、ほぼ掛け捨てとなってしまう、無駄な保険料の支払い（すなわち二重払い）となってしまう、つまり無駄なコストとなるおそれがあります。（なお、社会保険料は外国人1人あたり年間約6万人民元という試算もある。※注1）

(6) ただ、現段階では社会保険の加入を義務づけていないといわれる地域も存在します（上海市、杭州市など。※注2）。しかし、法令上の義務は既に存在していますので、現時点では支払いを強制されていないとしても、将来的には遡って徴収される可能性も考えられます。このような問題を解消するため、日本と中国との、社会保険についての二国間協定の早期の締結が望まれるところです。

※注1：日本貿易振興機構2012年5月「中国の社会保険の概要とその最新動向」p.46

※注2：同 p.47

# 新会員の紹介

## 九電産業株式会社 旅行部

・業務…旅行業  
・代表者…部長 田中 伸扶  
・所在地…〒810-0004  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
電気ビル本館 1階  
☎ 739-3215 FAX 771-0030

## 三協株式会社 博多支店

・業務…海運貨物取扱業  
・代表者…支店長 原田 孝明  
・所在地…〒812-0037  
福岡市博多区御供所町1番1号  
西鉄祇園ビル 10階  
☎ 282-0717 FAX 282-0709

## 上海スーパーエクスプレス株式会社

・業務…博多～上海の定期RORO船の運航、  
外国航路海運  
・代表者…代表取締役社長 寺内 昌弘  
・所在地…〒100-0011  
東京都千代田区内幸町一丁目3番3号  
内幸町ダイビル 5階  
☎ 03-6273-3305 FAX 03-5510-2700

## 有限会社 味の兵四郎

・業務…食品の卸、小売業  
・代表者…代表取締役 野見山 正輝  
・所在地…〒818-0035  
筑紫野市美しが丘北三丁目1番3号  
☎ 926-2958 FAX 926-7168

## カナダ韓国語教室

・業務…韓国語教室  
・代表者…代表 藤川 由美  
・所在地…〒810-0022  
福岡市中央区薬院二丁目6番32号  
アンコール第2ビル 4階45号  
☎ 713-2488 FAX 713-2489

## 株式会社 西部技研

・業務…全熱交換器、デシカント除湿機、VOC濃縮装置、機能性ハニカム積層体の開発・製造・販売  
・代表者…代表取締役 隈 扶三郎  
・所在地…〒811-3134  
福岡県古賀市青柳3108番地の3  
☎ 942-5711 FAX 944-6811

# 人事短信

※氏名の後の（ ）は、直前の役職です。

## ○財務省 門司税関

7月1日付  
(新任) 業務部長 鶴巻嘉一 (函館税関総務部長)、  
首席税関審査官 田中洋一 (博多税関支署次長)、  
監視部次長 野畑 稔 (福岡空港税関支署長)、  
博多税関支署長 宮田和裕 (監視部次長)、  
同次長 松井正人 (横浜税関管理課長)、  
同次長 湊 裕司 (首席税関審査官)、  
福岡空港税関支署長 岩見国広 (監視部次長)、  
同次長 長岡一博 (博多税関支署福岡外郵出張所長)、  
下関税関支署長 笹尾治信 (博多税関支署長)、  
岩国税関支署長 阿部 優 (福岡空港税関支署次長)  
(転任) 名古屋税関中部空港税関支署次長 石田 晶久 (博多税関支署次長)

## ○経済産業省 九州経済産業局

7月1日付  
(新任) 国際部国際化調整企画官 柴田俊一 (産業部次長兼地域経済部付)、  
産業部次長兼地域経済部付 芳野勇一郎 (国際部国際化調整企画官)  
6月1日付  
(新任) 国際部投資交流促進課長 松谷昭一 (地域経済部情報政策課長)、  
総務企画部参事官 (地域情報統括担当) 植木健一郎 (国際部投資交流促進課長)

## ○九州電力株式会社

4月1日付  
(新任) 会長 貫 正義、社長 瓜生道明

## ○空研工業株式会社

4月1日付  
(新任) 社長 植木 隆

## ○株式会社 JTB九州

4月1日付  
(新任) 社長 野口和義

## ○株式会社 損害保険ジャパン 福岡中央支店

4月1日付  
(新任) 支店長 高橋厚二

## ○日本郵船株式会社 九州支店

4月1日付  
(新任) 支店長 大西秀典

## ○日本通運株式会社 福岡海運支店

5月1日付  
(新任) 支店長 和田裕二

## ○株式会社 九州日新

5月17日付  
(新任) 社長 吉田正幸

## ○株式会社 佐賀銀行

6月28日付  
(新任) 頭取 陣内芳博

## ○株式会社 タカクラ

22年9月1日付  
(新任) 代表取締役 高倉 勲

## ○福岡県信用保証協会

23年11月28日付  
(新任) 会長 牛尾長生

### \* お詫びと訂正 \*

前号で、商工組合中央金庫の福岡支店を、九州支店と誤記しました。お詫びし、下記のとおり訂正します。

## ○株式会社 商工組合中央金庫 福岡支店

(新任) 支店長 野口昌宏

## 英文の「二重解釈」に気をつけよう！

末次通訳事務所 代表  
末次 賢治

まず、次の英語をご覧ください。

Seller shall deliver the 1,000 pcs of Light Cap (商品名) to the warehouse which Buyer will designate within ten(10) days from Effective Date.

Effective Date とは「売買契約締結日」を指します。Seller と Buyer で合意がされ、海外の商品「Light Cap」を Buyer (商社) が輸入し、日本で販売展開をしようとする際の契約書の一節です。

この英文には「2つの解釈」が可能です。

その①は、「締結日から Buyer が 10日以内に指定する倉庫に、Seller が納品する」という意味。その②は、「Seller は、Buyer が指定する倉庫に、契約締結日から 10日以内に納品する」という意味です。英文作成の元になった日本語の原稿では、上記の②の意味の契約内容になっていました。

貿易取引で用いる文章は、決して2つの解釈があってはなりません。2つの解釈が発生すると、相手が本来の意図ではない解釈をしてしま

い取引展開に深刻な問題が生じます。担当者(英文作成者) も、問題が発生するまで2つの解釈ができることに気付かないことがあります。

上記の英文の元になる日本語原稿は「Seller は、Buyer が指定する倉庫に、契約締結日から 10日以内に納品する」です。これを英語で書くと、Seller shall, within ten(10) days from Effective Date, deliver the 1,000 Light Caps to the warehouse which Buyer will designate as the destination. となります。冒頭の英文と比べて下さい。

「契約締結日から 10日以内に」という文節を文章の末尾に付けると Buyer will designate (Buyer が指定する) という情報と混同されて、二重の解釈が生まれてしまいます。「契約締結日から 10日以内に納品する」のですから、「契約締結日から 10日以内に」という情報を切り離して、shall の直後、deliver の直前に挿入するように書きます。

取引意図とは異なる内容が伝わると、思わぬ損害をまねきます。ご注意ください。

## ● ニュースフラッシュ ●

4月17日 ハワイアン航空、福岡～ハワイ・ホノルル線の定期直行便を就航。毎日1往復で、九州一円からの需要を見込んでいる。これにより、福岡空港発着の国際定期便数は週に426便となり、3月に続いて過去最多を更新。

5月11日 九州経済産業局、海外展開支援施策説明会を福岡市で開催。海外ビジネスでの販路開拓や、金融支援、知的財産活用、人材の確保などの支援策を紹介。

5月24日 当会の定期交流会を開催。在福の外国

公館や関係機関、会員企業など150人の参加でにぎわった。

6月7日 韓国・大田広域市福岡通商事務所が経済交流商談会を開催。同市の企業9社と九州の企業約60社が参加。個人用携帯型放射能測定機などの製品サンプルの購入が目立った。

6月21日 博多港に、総トン数13万7千トン、定員3,840人のクルーズ船「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」が寄港。博多港で過去最大の客船で、今年は、この日を含め13回の寄港を予定。

7月4日 博多港振興協会、実務者向けの高雄港・台北港の視察調査を実施。